

尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件

昭和 55 年 7 月 14 日 建設省告示第 1292 号

最終改正 平成 18 年 1 月 17 日国土交通省告示第 154 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、尿尿浄化槽の構造方法を第 4 及び第 5 に、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、合併処理浄化槽の構造方法を第 1 から第 3 まで及び第 6 から第 12 までに定める。

第 1 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 1 条の 2 に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合する合併処理浄化槽の構造は、第一号から第三号まで、第 6 第一号から第五号まで、第 7 第一号若しくは第二号、第 8 第一号若しくは第二号、第 9 第一号若しくは第二号、第 10 第一号若しくは第二号又は第 11 第一号若しくは第二号に該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。

一 分離接触ばつ気方式

(一) から (四) までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が 50 人以下であるもの。

(一) 沈殿分離槽

(イ) 2 室に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 2.5$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5(n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.25(n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員(単位 人) V 有効容量(単位 立方メートル)	

(ハ) 第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。

(ニ) 各室の有効水深は、1.2 メートル(処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル) 以上とすること。

(ホ) 第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。

(ヘ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の(1)から(3)までに定めるところによること。

(1) 2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

(2) 1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容

量とすること。

- (3) ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

(二) 接触ばつ気槽

- (イ) 有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。
- (ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V=1$
$6 \leq n \leq 10$	$V=1 + 0.2(n-5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V=4 + 0.16(n-10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員(単位 人) Q 有効容量(単位 立方メートル)	

- (ハ) 2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。
- (ニ) 有効水深(接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深)は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。
- (ホ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。
- (ヘ) 接触材は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。
- (1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。
 - (2) 有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。
 - (3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。
- (ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。
- (1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。
 - (2) 1時間あたりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$Q=2$
$6 \leq n \leq 10$	$Q=2 + 0.4(n-5)$
$11 \leq n \leq 50$	$Q=4 + 0.25(n-10)$
この表において、 n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員(単位 人) Q 1時間あたりに送気できる空気量(単位 立方メートル/時間)	

- (3) 空気量を調節できる構造とすること。

(チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。ただし、2室に区分する場合においては、各室は、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

(リ) 有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。

(三) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 0.3$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 0.3 + 0.08(n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 0.7 + 0.04(n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員(単位 人) Q 有効容量(単位 立方メートル)	

(ロ) 有効容量が1.5立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができる構造とし、有効容量が1.5立方メートルを超える場合においては、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。

(ハ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積1平方メートル当たりの日平均汚水量(以下「水面積負荷」という。)が8立方メートル以下となるようにすること。

(ニ) 越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ1メートル当たりの日平均汚水量(以下「越流負荷」という。)が20立方メートル以下となるようにすること。

(ホ) 有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ヘ) 沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く。)とすること。

(ト) ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(チ) 浮上物の流出を防止することができる構造とすること。

(四) 消毒槽

消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。

二 嫌気濾床接触ばつ気方式

(一)から(四)までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が50人以下であるもの。

(一) 嫌気濾床槽

- (イ) 2室以上に区分し、直列に接続すること。
- (ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 1.5$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.4(n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3.5 + 0.2(n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員(単位 人) Q 有効容量(単位 立方メートル)	

- (ハ) 第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。
- (ニ) 各室の有効水深は、1.2メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。
- (ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。
- (ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床構内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。
- (ト) 濾材に汚泥清掃孔(直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。)を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。
- (チ) ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の(1)から(3)までに定めるところによること。
 - (1) 2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。
 - (2) 1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。
 - (3) ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

(二) 接触ばつ気槽

前号(二)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(二)(チ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読み替えるものとする。

(三) 沈殿槽

前号(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(三)(ロ)中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。

(四) 消毒槽

第一号(四)に定める構造とすること。

三 脱窒濾床接触ばつ気方式

(一)から(四)までに定める構造の脱窒濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組

み合わせた構造で処理対象人員が50人以下であるもの。

(一) 脱室濾床槽

- (イ) 2室以上に区分し、直列に接続すること。
- (ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 2.5$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 2.5 + 0.5(n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 5 + 0.3(n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員(単位 人) Q 有効容量(単位 立方メートル)	

- (ハ) 第1室の有効容量は、脱室濾床槽の有効容量のおおむね2分の1から3分の2までとすること。
- (ニ) 各室の有効水深は、1.4メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。
- (ホ) 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。
- (ヘ) 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱室濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。
- (ト) 濾材に汚泥清掃孔(直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。)を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。
- (チ) ポンプにより脱室濾床槽へ汚水を移送する場合には、当該ポンプは、次の(1)から(3)までに定めるところによること。
 - (1) 2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。
 - (2) 1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。
 - (3) ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

(二) 接触ばつ気槽

- (イ) 処理対象人員が18人を超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。
- (ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$V = 1.5$
$6 \leq n \leq 10$	$V = 1.5 + 0.3(n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$V = 3 + 0.26(n - 10)$
この表において、 n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員(単位 人) Q 有効容量(単位 立方メートル)	

- (ハ) 2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。
- (ニ) 有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.4メートル(処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル)以上とすること。
- (ホ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。
- (ヘ) 接触材は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。
- (1) 接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。
 - (2) 有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。
 - (3) 生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。
- (ト) ばつ気装置は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。
- (1) 室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。
 - (2) 1時間あたりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 5$	$Q = 5$
$6 \leq n \leq 10$	$Q = 5 + 0.9(n - 5)$
$11 \leq n \leq 50$	$Q = 9.5 + 0.67(n - 10)$
この表において、 n 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員(単位 人) Q 1時間あたりに送気できる空気量(単位 立方メートル/時間)	

- (3) 空気量を調節できる構造とすること。
- (チ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱室濾床槽第1室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。
- (リ) 循環装置を有し、接触ばつ気槽(当該槽を2室に区分する場合においては、第2室)から脱室濾床槽第1室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整し、及び計量することができる構造とすること。
- (ヌ) 処理対象人員が18人を超える場合においては、消泡装置を設けること。

(三) 沈殿槽

第一号(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(三)(ロ)中「沈殿分離槽」を「脱室濾床槽」と読み替えるものとする。

(四) 消毒槽

第一号(四)に定める構造とすること。

四 一般構造

- イ 槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。
- ロ 槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。
- ハ 腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の

措置をした材料を使用すること。

- ニ 槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径45センチメートル(処理対象人員が51人以上の場合においては、60センチメートル)以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたふたを設けること。
- ホ 通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。
- ヘ 悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。
- ト 機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。
- チ 流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。
- リ 合併処理浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。
- ヌ 槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。
- ル 汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。
- ヲ 調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。
- ワ イからヲまでに定める構造とするほか、合併処理浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。

第2及び第3削除

第4 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が55パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水のBODが1リットルにつき120ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するものとし、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。この場合において、第1第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「尿尿浄化槽」と読み替えるものとする。

一 腐敗室

腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、次の(一)又は(二)によること。

(一) 多室型

- (イ) 2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。
- (ロ) 有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。
- (ハ) 第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。
- (ニ) 最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の碎石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。
- (ホ) 各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。
- (ヘ) 第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深

きとすること。

(ト) 各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

(二) 変形多室型

(イ) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、(一)(ロ)に定める数値とすること。

(ハ) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。

(ニ) 沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。

(ホ) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとする。

(ヘ) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞を来さない滑らかな構造とすること。

二 消毒室

第1第一号(四)に定める構造とすること。

第5 一次処理装置による浮遊物質の除去率が55パーセント以上、1次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質が1リットルにつき250ミリグラム以下及び1次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない尿尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一 第4第一号に定める構造で、かつ、第1第四号に定める構造とした1次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。この場合において、第1第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「尿尿浄化槽」と読み替えるものとする。

二 地下浸透部分は、地下水位が地表面(地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面)から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。

三 処理対象人員1人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壤の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壤の浸透時間 (単位 分)	1	2	3	4	5	10	15	30	45	60
一人当たりの浸透面積 (単位 平方メートル)	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	7.0	9.0	11.0	15.0	16.5

四 土壤の浸透時間試験方法は、次の(一)から(三)までに定める方法によること。

(一) 3箇所ないし5箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

(二) 試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの(地盤面より40センチメートル未満の場合

においては、40センチメートル)とした円筒形の下底に厚さがおおむね5センチメートルの砂利を敷いたものとする。

(三) 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとする。

(イ) 砂利上25センチメートルの深さになるよう清水を注水し、水深が10センチメートル下つた時は砂利上おおむね25センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。

(ロ) 浸透水量が一定化してから20分経過後水位を砂利上25センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては10ミリメートル、その他の場合にあつては30ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透水深(単位ミリメートル)で25ミリメートルを除した数値を浸透時間とすること。

五 トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を50センチメートル以上70センチメートル以下、深さを散水管の深さに15センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。

六 トレンチは、長さを20メートル以下とし、散水管相互の間隔を2メートル以上とすること。

七 トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね15センチメートル突き固めた土で覆うこと。

第6 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、合併処理浄化槽からの放流水のBOD(以下「放流水のBODという。))を1リットルにつき20ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 回転板接触方式

(一)及び(五)から(七)までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が51人以上500人以下であるもの又は(二)及び(三)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(四)から(七)までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(八)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が501人以上の場合においては、(九)及び(十)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で処理対象人員が101人以上であるもの。

(一) 沈殿分離槽

(イ) 2室又は3室に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 100$	$V = 1.65qn$
$101 \leq n \leq 200$	$V = 165q + 1.1q(n - 100)$
$N \geq 201$	$V = 275q + 0.55q(n - 200)$
この表において、 n 、 V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n 処理対象人員(単位 人)	

V 有効容量(単位 立方メートル)

q 1人当たりの日平均汚水量(単位 立方メートル)

- (ハ) 第1室の有効容量は、2室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とし、3室に区分する場合においては、おおむね2分の1とすること。
- (ニ) 各室の有効水深は、1.8メートル以上5メートル以下とすること。
- (ホ) 第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1から4分の1までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。
- (ヘ) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1から3分の1までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。
- (ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。
- (チ) 流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。

(二) スクリーン

- (イ) 荒目スクリーン(処理対象人員が500人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。)及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。
- (ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。
- (ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を30ミリメートルから50ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。
- (ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。
- (ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が500人以下の場合においては、この限りでない。
- (ヘ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(三) 沈砂槽

- (イ) 有効容量は、1時間当たりの最大汚水量の60分の1に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1時間当たりの最大汚水量の60分の3に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。
- (ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。
- (ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。

(四) 流量調整槽

- (イ) 流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の24分の1の1倍以下となる構造とすること。
- (ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。
- (ハ) 有効水深は、1メートル(処理対象人員が501人以上の場合においては、1.5メートル)以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。
- (ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。
- (ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2台以上のポンプを設けること。
- (ヘ) 当該槽に流入する1日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。
- (ト) 当該槽から移送する1時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(五) 回転板接触槽

- (イ) 3室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。
- (ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の4分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。
- (ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積1平方メートルに対する1日当たりの平均の流入水のBOD(以下「日平均流入水BOD」という。)が5グラム以下となるようにすること。
- (ニ) 回転板は、その表面積のおおむね40パーセントが汚水に接触すること。
- (ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を20ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。
- (ヘ) 回転板の円周速度は、1分間につき20メートル以下とすること。
- (ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね10パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。
- (チ) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。

(六) 沈殿槽

- (イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が90人以下の場合にあつては、次の表の計算式によって計算した容量以上とすること。

$V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$
この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。
n 処理対象人員(単位 人)
V 有効容量(単位 立方メートル)
q 1人当たりの日平均汚水量(単位 立方メートル)

- (ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては8立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては12立方メートル(処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル)以下となるようにすること。
- (ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては30立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては45立方メートル(処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル)以下となるようにすること。
- (ニ) 有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く。)とすること。
- (ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。
- (ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。
- (チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(七) 消毒槽

第1第一号の(四)に定める構造とすること。

(八) 汚泥濃縮貯留槽

- (イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。
- (ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。
- (ハ) 流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。
- (ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。
- (ホ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。

(九) 汚泥濃縮設備

汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(イ)又は(ロ)によること。

(イ) 汚泥濃縮槽

- (1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。
- (2) 流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。
- (3) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し45度以上とすること。

(ロ) 汚泥濃縮装置

- (1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。
- (2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。

(十) 汚泥貯留槽

- (イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。
- (ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。
- (ハ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。

二 接触ばつ気方式

前号に定める合併処理浄化槽の構造で同号の(五)の回転板接触槽を(一)から(九)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。

- (一) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。
- (二) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。
- (三) 第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。
- (四) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。
- (五) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。
- (六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。
- (七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。
- (八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈澱槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。
- (九) 消泡装置を設けること。

三 散水濾床方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)及び(八)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。

(一) スクリーン

- (イ) 荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。
- (ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。
- (ハ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、

スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。

- (ニ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。
- (ホ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(二) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造に準ずるものとする。

(四) 散水濾床

- (イ) 濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.1キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが3グラム以下となるようにすること。
- (ロ) 濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。
- (ハ) 散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積1平方メートルに対して1日当たり10立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対して1日当たり0.6立方メートル以上とすること。
- (ニ) 固定ノズル又は回転散水機(回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を15センチメートル以上としたものに限る。)によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。
- (ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50分の1以上とすること。
- (ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。
- (ト) 濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1立方メートル当たりの表面積が80平方メートル以上、かつ、空隙率が90パーセント以上であるものを用いること。
- (チ) ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを2台以上設けること。
- (リ) 分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の100パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが2.5メートルのときに日平均汚水量の200パーセント以上に相当する容量(濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量)以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ1日に移送することができる構造とすること。

(五) 沈殿槽

第一号(六)に定める構造とすること。

(六) 消毒槽

第1第一号(四)に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮設備

第2 第一号(九)に定める構造とすること。

(八) 汚泥貯留槽

第2 第一号(十)に定める構造とすること。

四 長時間ばつ気方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が501人以上の場合においては、(八)及び(九)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で処理対象人員が101人以上であるもの。

(一) スクリーン

(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破碎装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね20ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ニ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ヘ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。

(ト) 処理対象人員が500人以下の場合においては、(イ)から(ヘ)までにかかわらず、第一号(二)によることができる。

(二) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(四) ばつ気槽

(イ) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。

(ロ) 有効水深は、1.5メートル(処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル)以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。

(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(ホ) 消泡装置を設けること。

(五) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル(処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル)以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル(処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル)以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、1.5メートル(処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル)以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く。)とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の200パーセント以上に相当する汚泥を1日に移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(六) 消毒槽

第1第一号(四)に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮貯留槽

第一号(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号(八)(イ)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(八) 汚泥濃縮設備

第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、第一号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(九) 汚泥貯留槽

第一号(十)に定める構造とすること。

五 標準活性汚泥方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)及び(八)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が5001人以上であるもの。

(一) スクリーン

前号(一)に定める構造とすること。

(二) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(四) ばつ気槽

前号(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(四)(イ)中「0.2(処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム)」を「0.6キログラム」と、「3分の2」を「3分の1」と、同号(四)(ロ)中「1.5メートル(処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル)」を「3メートル」と読み替えるものとする。

(五) 沈殿槽

前号(五)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(五)(イ)中「6分の1」を「8分の1」と、同号(五)(ロ)中「8立方メートル(処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル)」を「18立方メートル」と、同号(五)(ト)中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。

(六) 消毒槽

第1第一号(四)に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮設備

第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(八) 汚泥貯留槽

第一号(十)に定める構造とすること。

第7 水質汚濁防止法第3条第1項又は第5項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき10ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・濾過方式

(一)から(六)までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、濾過原水槽、濾過装置、濾過処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第6の各号に定める尿尿浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一) 接触ばつ気槽

(イ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量に濾過装置の1日の逆洗水量を加えた水量(以下本号において「移流計画汚水量」という。)の6分の1に相当する容量以上とすること。

(ハ) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。

(ニ) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

(ホ) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(ヘ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(ト) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。

(チ) 消泡装置を設けること。

(二) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が30立方メートル以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が50立方メートル以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、1.5メートル(処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル)以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く。)とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(三) 濾過原水槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の144分の1に相当する容量以上とすること。

(ロ) 汚水を濾過装置に移送するためのポンプを2台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とすること。

(四) 濾過装置

(イ) 濾過装置は2台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。

(ロ) 濾材部分の深さ及び充填方法並びに濾材の大きさは、汚水を濾過し、汚水中の浮遊物質を有効に除去することができる深さ、充填方法及び大きさとする。

(ハ) 濾材を洗浄し、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去することができる機能を有し、かつ、除去された浮遊物質を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。

(ニ) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された汚水を濾過処理水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により濾材が流出し難く、かつ、閉塞を生じ難い構造とすること。

(五) 濾過処理水槽

有効容量は、濾過装置の1回当たりの逆洗水量の1.5倍に相当する容量以上とすること。

(六) 消毒槽

第1第一号(四)に定める構造とすること。

二 凝集分離方式

(一)から(四)までに定める構造の中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に

組み合わせ、第6の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。

(一) 中間流量調整槽

- (イ) 1時間当たり一定の汚水量を移送することができる構造とし、当該汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。
- (ロ) 有効容量は、日平均汚水量の24分の5(処理対象人員が500人を超える部分については、12分の1)に相当する容量以上とすること。ただし、流量調整槽を備えた構造の場合においては、日平均汚水量の12分の1(処理対象人員が500人を超える部分については、48分の1)に相当する容量以上とすることができる。
- (ハ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。
- (ニ) 有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2台以上のポンプを設けること。
- (ヘ) 当該槽に流入する1日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。ただし、流量調整槽を設ける場合においては、この限りでない。

(二) 凝集槽

- (イ) 有効容量は、日平均汚水量のおおむね48分の1(処理対象人員が500人を超える部分については、72分の1)に相当する容量とすること。
- (ロ) 2室に区分し、第1室の有効容量は、凝集槽の有効容量の3分の1以上2分の1以下とし、第1室に急速攪拌装置を、第2室に緩速攪拌装置をそれぞれ設けること。
- (ハ) 各室の平面の形状は、正方形又は長方形とすること。ただし、水流を迂回させる板等を設け、当該室内に乱流が発生する構造とした場合においては、円形とすることができる。
- (ニ) 凝集剤その他の薬品の注入装置を2台以上設け、当該装置は、薬品の注入量を調整することができる構造とすること。
- (ホ) 凝集剤その他の薬品を10日以上貯蔵することができる構造とすること。
- (ヘ) 槽内の水素イオン濃度(水素指数)を自動的に調整することができる構造とすること。
- (ト) (イ)から(ヘ)までに定める構造とするほか、凝集機能に支障を生じない構造とすること。

(三) 凝集沈殿槽

- (イ) 有効容量は、日平均汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。
- (ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が30立方メートル以下となるようにすること。
- (ハ) 越流せきを設けて凝集沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が50立方メートル以下となるようにすること。
- (ニ) 有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く。)とすること。
- (ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を有効に除去することができる装置を設けること。

(四) 消毒槽

第1第一号(四)に定める構造とすること。

第8 水質汚濁防止法第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき10ミリグラム以下又は放流水の化学的酸素要求量を1リットルにつき10ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・活性炭吸着方式

(一)から(八)までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、濾過原水槽、濾過装置、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第6の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一) 接触ばつ気槽

(イ) 汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量に濾過装置及び活性炭吸着装置の1日の逆洗水量を加えた水量(以下本号において「移流計画汚水量」という。)の6分の1に相当する容量以上とすること。

(ハ) 有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。

(ニ) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

(ホ) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(ヘ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(ト) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

(チ) 消泡装置を設けること。

(二) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が30立方メートル以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が

50立方メートル以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、1.5メートル(処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル)以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く。)とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(三) 濾過原水槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の144分の1に相当する容量以上とすること。

(ロ) 汚水を濾過装置に移送するためのポンプを2台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とすること。

(四) 濾過装置

(イ) 濾過装置は2台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。

(ロ) 濾材部分の深さ及び充填方法並びに濾材の大きさは、汚水を濾過し、汚水中の浮遊物質を有効に除去することができる深さ、充填方法及び大きさとすること。

(ハ) 濾材を洗浄し、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去することができる機能を有し、かつ、除去された浮遊物質を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。

(ニ) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された汚水を活性炭吸着原水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により濾材が流出し難く、かつ、閉塞を生じ難い構造とすること。

(五) 活性炭吸着原水槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の144分の1に相当する容量以上とし、かつ、濾過装置の1回当たりの逆洗水量の1.5倍に相当する容量以上とすること。

(ロ) 汚水を活性炭吸着装置に移送するためのポンプを2台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とすること。

(六) 活性炭吸着装置

(イ) 活性炭吸着装置は2台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。

(ロ) 活性炭部分の深さ及び充填方法並びに活性炭の大きさは、汚水を濾過し、汚水中の浮遊物質及び有機物質を有効に除去することができる深さ、充填方法及び大きさとすること。

(ハ) 活性炭を洗浄し、活性炭に付着した浮遊物質を有効に除去することができる機能を有し、かつ、除去された浮遊物質を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。

(ニ) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された汚水を活性炭吸着処理水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により活性炭が流出し難く、かつ、閉塞が生じ難い構造とすること。

(七) 活性炭吸着処理水槽

有効容量は、活性炭吸着装置の1回当たりの逆洗水量の1.5倍に相当する容量以上とすること。

(八) 消毒槽

第1第一号(四)に定める構造とすること。

二 凝集分離・活性炭吸着方式

(一)から(七)までに定める構造の中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第6の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。

(一) 中間流量調整槽

- (イ) 1時間当たり一定の汚水量を移送することができる構造とし、当該汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。
- (ロ) 有効容量は、日平均汚水量に活性炭吸着装置の1日当たりの逆洗水量を加えた水量(以下本号において「移流計画汚水量」という。)の24分の5(処理対象人員が500人を超える部分については、12分の1)に相当する容量以上とすること。ただし、流量調整槽を備えた構造の場合においては、移流計画汚水量の12分の1(処理対象人員が500人を超える部分については、48分の1)に相当する容量以上とすることができる。
- (ハ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。
- (ニ) 有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2台以上のポンプを設けること。

(二) 凝集槽

- (イ) 有効容量は、移流計画汚水量のおおむね48分の1(処理対象人員が500人を超える部分については、72分の1)に相当する容量とすること。
- (ロ) 2室に区分し、第1室の有効容量は、凝集槽の有効容量の3分の1以上2分の1以下とし、第1室に急速攪拌装置を、第2室に緩速攪拌装置をそれぞれ設けること。
- (ハ) 各室の平面の形状は、正方形又は長方形とすること。ただし、水流を迂回させる板等を設け、当該室内に乱流が発生する構造とした場合においては、円形とすることができる。
- (ニ) 凝集剤その他の薬品の注入装置を2台以上設け、当該装置は、薬品の注入量を調整することができる構造とすること。
- (ホ) 凝集剤その他の薬品を10日以上貯蔵することができる構造とすること。
- (ヘ) 槽内の水素イオン濃度(水素指数)を自動的に調整することができる構造とすること。
- (ト) (イ)から(ヘ)までに定める構造とするほか、凝集機能に支障を生じない構造とすること。

(三) 凝集沈殿槽

- (イ) 有効容量は、移流計画汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。
- (ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が30立方メートル以下となるようにすること。
- (ハ) 越流せきを設けて凝集沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が50立方メートル以下となるようにすること。
- (ニ) 有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く。)とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を有効に除去することができる装置を設けること。

(四) 活性炭吸着原水槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の144分の1に相当する容量以上とすること。

(ロ) 汚水を活性炭吸着装置に移送するためのポンプを2台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とすること。

(五) 活性炭吸着装置

(イ) 活性炭吸着装置は2台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。

(ロ) 活性炭部分の深さ及び充填方法並びに活性炭の大きさは、汚水を濾過し、汚水中の浮遊物質及び有機物質を有効に除去することができる深さ、充填方法及び大きさとする。

(ハ) 活性炭を洗浄し、活性炭に付着した浮遊物質を有効に除去することができる機能を有し、かつ、流量調整槽を備えた構造の場合にあつては、除去された浮遊物質を流量調整槽へ移送することができる構造とし、流量調整槽を備えていない構造の場合にあつては、除去された浮遊物質を中間流量調整槽へ移送することができる構造とすること。

(ニ) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された汚水を活性炭吸着処理水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により活性炭が流出し難く、かつ、閉塞が生じ難い構造とすること。

(六) 活性炭吸着処理水槽

有効容量は、活性炭吸着装置の1回当たりの逆洗水量の1.5倍に相当する容量以上とすること。

(七) 消毒槽

第1第一号(四)に定める構造とすること。

第9 水質汚濁防止法第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき10ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を1リットルにつき20ミリグラム以下又は放流水の磷含有量を1リットルにつき1ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(九)までに定める構造の流量調整槽、生物反応槽、沈殿槽、中間流量調整槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(十)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が501人以上の場合においては、(十一)及び(十二)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で、処理対象人員が51人以上で

あり、かつ、日平均汚水量が10立方メートル以上であるもの。

(一) スクリーン

- (イ) 荒目スクリーン(処理対象人員が500人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。)に細目スクリーン又は破碎装置のいずれか及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。
- (ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。
- (ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を30ミリメートルから50ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。
- (ニ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね20ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。
- (ホ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。
- (ヘ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、2台以上設け、運転中のスクリーンに故障等が生じた場合は、自動的に予備のスクリーンに切り替えられる構造とすること。また、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。
- (ト) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が500人以下の場合においては、この限りでない。

(二) 沈砂槽

第6第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第6第一号(四)に定める構造とすること。

(四) 生物反応槽

生物反応槽は、(イ)及び(ロ)に定める脱窒槽及び硝化槽をこの順序に組み合わせた構造とし、有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.15キログラム以下となるようにすること。

(イ) 脱窒槽

- (1) 2室以上に区分し、かつ、槽内の水流が短絡し難い構造とすること。
- (2) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する1日当たりの平均の流入水の総窒素量(以下「日平均流入水T-N」という。)が0.12キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の12分の5に相当する容量以上とすること。
- (3) 有効水深は、1.5メートル(処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル)以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。

- (4) 室内の汚水を均等に攪拌することができる装置を設け、溶存酸素をおおむね1リットルにつき0ミリグラムに保持することができる構造とすること。
- (5) 沈殿槽からの汚泥の返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。
- (6) (1)から(5)までに定める構造とするほか、脱窒機能に支障が生じない構造とすること。

(ロ) 硝化槽

- (1) 2室以上に区分し、かつ、槽内の水流が短絡し難い構造とすること。
- (2) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水T-Nが0.055キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の12の11に相当する容量以上とすること。
- (3) 有効水深は、1.5メートル(処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル)以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。
- (4) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。
- (5) 消泡装置を設けること。
- (6) 1日に日平均汚水量の3倍以上に相当する汚水を脱窒槽に返送することができる装置を設け、かつ、当該返送量を容易に調整し、及び計量することができる構造とすること。
- (7) 槽内の水素イオン濃度(水素指数)を自動的に調整することができる構造とすること。
- (8) 槽内の溶存酸素濃度を計測し、及び記録することができる構造とすること。
- (9) (1)から(8)までに定める構造とするほか、硝化機能に支障が生じない構造とすること。

(五) 沈殿槽

第6第四号(五)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(五)(ト)中「ばつ気槽」を「脱窒槽」と読み替えるものとする。

(六) 中間流量調整槽

- (イ) 1時間当たり一定の汚水量を移送することができる構造とし、当該汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。
- (ロ) 有効容量は、日平均汚水量の12分の1(処理対象人員が500人を超える部分については、48分の1)に相当する容量以上とすること。
- (ハ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。
- (ニ) 有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) ポンプにより汚水を移送する場合には、2台以上のポンプを設けること。

(七) 凝集槽

第7第二号(二)に定める構造とすること。

(八) 凝集沈殿槽

- (イ) 有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。
- (ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル(処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル)以下となるようにすること。

- (ハ) 越流せきを設けて凝集沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル(処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル)以下となるようにすること。
- (ニ) 有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く。)とすること。
- (ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。
- (ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。
- (チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を有効に除去することができる装置を設けること。

(九) 消毒槽

第1 第一号(四)に定める構造とすること。

(十) 汚泥濃縮貯留槽

第6 第一号(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(八)(イ)中「流量調整槽」を「流量調整槽又は脱窒槽」と読み替えるものとする。

(十一) 汚泥濃縮設備

第6 第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又は脱窒槽」と読み替えるものとする。

(十二) 汚泥貯留槽

第6 第一号(十)に定める構造とすること。

二 三次処理脱窒・脱磷方式

(一)から(七)までに定める構造の中間流量調整槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽、再ばつ気槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第6 の各号に定める合併処理浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。

(一) 中間流量調整槽

- (イ) 1時間当たり一定の汚水量を移送することができる構造とし、当該汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。
- (ロ) 有効容量は、日平均汚水量の24分の5(処理対象人員が500人を超える部分については、12分の1)に相当する容量以上とすること。ただし、流量調整槽を備えた構造の場合においては、日平均汚水量の12分の1(処理対象人員が500人を超える部分については、48分の1)に相当する容量以上とすることができる。
- (ハ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。
- (ニ) 有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。
- (ホ) ポンプにより汚水を移送する場合においては、2台以上のポンプを設けること。

(へ) 当該槽に流入する1日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。ただし、流量調整槽を設ける場合においては、この限りでない。

(二) 硝化用接触槽

(イ) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水T-Nが0.08キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の2分の1に相当する容量以上とすること。

(ハ) 第1室の有効容量は、硝化用接触槽の有効容量のおおむね2分の1とすること。

(ニ) 有効水深は、1.5メートル(処理対象人員が500人を超える場合においては、2メートル)以上5メートル以下とすること。

(ホ) 有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、硝化用接触槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

(ヘ) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(ト) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(チ) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(リ) 各室の水素イオン濃度(水素指数)を自動的に調整することができる構造とすること。

(ヌ) 消泡装置を設けること。

(ル) (イ)から(ヌ)までに定める構造とするほか、硝化機能に支障が生じない構造とすること。

(三) 脱窒用接触槽

(イ) 2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水T-Nが0.16キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の24分の7に相当する容量以上とすること。

(ハ) 第1室の有効容量は、脱窒用接触槽の有効容量のおおむね2分の1とすること。

(ニ) 有効水深は、1.5メートル(処理対象人員が500人を超える場合においては、2メートル)以上5メートル以下とすること。

(ホ) 有効容量に対する接触材の充填率は、60パーセント以上とし、脱窒用接触槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

(ヘ) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(ト) 室内の汚水を均等に攪拌することができる装置を設け、溶存酸素をおおむね1リットルにつき0ミリグラムに保持することができる構造とすること。

(チ) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(リ) 適正量の水素供与体を自動的に供給することができる構造とすること。

(ヌ) (イ)から(リ)までに定める構造とするほか、脱窒機能に支障が生じない構造とすること。

(四) 再ばつ気槽

(イ) 有効容量は、日平均汚水量の12分の1に相当する容量以上とすること。

(ロ) 有効水深は、1.5メートル(処理対象人員が500人を超える場合においては、2メートル)以上5メートル以下とすること。

(ハ) 有効容量に対する接触材の充填率は、おおむね55パーセントとし、再ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

(ニ) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(ホ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(ヘ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(ト) 消泡装置を設けること。

(五) 凝集槽

第7第二号(二)に定める構造とすること。

(六) 凝集沈殿槽

第一号(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(八)(ト)中「汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備」を「沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備」と読み替えるものとする。

(七) 消毒槽

第1第一号(四)に定める構造とすること。

第10 水質汚濁防止法第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき10ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を1リットルにつき15ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を1リットルにつき1ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

(一)及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に(三)から(十一)までに定める構造の流量調整槽、生物反応槽、沈殿槽、中間流量調整槽、脱窒用接触槽、再ばつ気槽、凝集槽、凝集沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(十二)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が501人以上の場合においては、(十三)及び(十四)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で、処理対象人員が51人以上であり、かつ、日平均汚水量が10立方メートル以上であるもの。

(一) スクリーン

第9第一号(一)に定める構造とすること。

- (二) 洗砂槽
第6第一号(三)に定める構造とすること。
- (三) 流量調整槽
第9第一号(三)に定める構造とすること。
- (四) 生物反応槽
第9第一号(四)に定める構造とすること。
- (五) 沈殿槽
第9第一号(五)に定める構造とすること。
- (六) 中間流量調整槽
第9第一号(六)に定める構造とすること。
- (七) 脱窒用接触槽
第9第二号(三)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(三)(ロ)中「0.13キログラム」を「0.12キログラム」と、「24分の7」を「6分の1」と読み替え、同号(三)(チ)中「、沈殿分離槽」を削除するものとする。
- (八) 再ばつ気槽
第9第二号(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(四)(へ)中「、沈殿分離槽」を削除するものとする。
- (九) 凝集槽
第7第二号(二)に定める構造とすること。
- (十) 凝集沈殿槽
第9第一号(八)に定める構造とすること。
- (十一) 消毒槽
第1第一号(四)に定める構造とすること。
- (十二) 汚泥濃縮貯留槽
第9第一号(十)に定める構造とすること。
- (十三) 汚泥濃縮設備
第9第一号(十一)に定める構造とすること。
- (十四) 汚泥貯留槽
第6第一号(十)に定める構造とすること。

二 三次処理脱窒・脱磷方式

第9第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(二)(ロ)中「0.08キログラム」を「0.07キログラム」と、「2分の1」を「12分の7」と、同号(三)(ロ)中「0.13キログラム」を「0.1キログラム」と、「24分の7」を「24分の9」と読み替えるものとする。

第11 水質汚濁防止法第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき10ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を1リットルにつき10ミリグラム以下又は放流水の磷含有量を1リットルにつき1ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 硝化液循環活性汚泥方式

第10第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(七)中「0.12キログラム」を「0.1キログラム」と、「6分の1」を「24分の5」と読み替えるものとする。

二 三次処理脱窒・脱磷方式

第9第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号(二)(ロ)中「0.08キログラム」を「0.06キログラム」と、「2分の1」を「3分の2」と、同号(三)(ロ)中「0.13キログラム」を「0.09キログラム」と、「24分の7」を「12分の5」と読み替えるものとする。

第12 水質汚濁防止法第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、水素イオン濃度(水素指数)又は大腸菌群数についての排水基準が次の表の(い)欄に掲げるように定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、同表(ろ)欄に掲げる構造としたものとする。

(い)					(ろ)
化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(単位 1 リットルにつきミリグラム)	水素イオン濃度(水素指数)	大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	構造
60以下	70以下	20以下	5.8以上8.6以下	3,000以下	第6から第11までのいずれかに一定める構造
45以下	60以下	20以下	5.8以上8.6以下	3,000以下	第6から第11までのいずれかに定める構造
30以下	50以下	20以下	5.8以上8.6以下	3,000以下	第6から第11までのいずれかに定める構造
15以下	15以下	20以下	5.8以上8.6以下	3,000以下	第7から第11までのいずれかに定める構造
10以下	15以下	20以下	5.8以上8.6以下	3,000以下	第8に定める構造

附 則

- この告示は、昭和56年6月1日から施行する。
- 昭和44年建設省告示第1726号は、廃止する。

附 則 (昭和63年3月8日 建設省告示第342号)

この告示は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月1日 建設省告示第35号)

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月27日 建設省告示第2094号)

- 1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、この告示による改正前の規定による尿尿浄化槽の構造については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成12年5月31日 建設省告示第1465号)

- 1 この告示は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に設置されている尿尿浄化槽若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の尿尿浄化槽又はこの告示の施行の日から6月を経過しない間に設置される尿尿浄化槽で、この告示による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第1第一号から第三号までの規定に適合する構造のものについては、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3条の規定による改正後の建築基準法第31条第2項の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとみなす。

附 則 (平成12年12月26日 建設省告示第2465五号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成13年3月28日 国土交通省告示第353号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月17日 国土交通省告示第154号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に設置された合併処理浄化槽又はこの告示の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の合併処理浄化槽で、この告示による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第2各号又は第3各号の規定に適合するものは、改正後の昭和55年建設省告示第1292号の規定に適合するものとみなす。